



小栗キャップの News Letter

税理士法人オグリ 代表社員・税理士 小栗 悟

岐阜本部 〒500-8847 岐阜県岐阜市金宝町1-3 岐阜第一生命ビル4F

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

名古屋本部 〒460-0002 名古屋市中区丸の内一丁目16-15 名古屋フコク生命ビル6F

TEL : 052-222-1600 FAX : 052-222-1611

Email : info@otc-oguri.com <http://www.otc-oguri.com>

2016年2月4日(木)

雇用保険 65歳以上の 新規加入が可能に

65歳以上の方でも新規加入ができるように

厚生労働省は来年度から 65 歳以上の高齢者も新規に雇用保険に加入する事ができるようにする方針を固めました。高齢者の雇用を拡大して行く方向で通常国会に改正案を提出する予定です。

65歳前からの継続雇用者との不公平感

現行の雇用保険制度は、失業した時に 65 歳未満であれば賃金の 45%~80%相当額を最大 360 日受け取る事ができ、65 歳以上の場合には最大 50 日分の一時金を受け取る事ができます。しかし、65 歳以上で転職したり、関連会社に転籍して異動したりした時等は新規に雇用保険の加入ができません。ですから一時金給付も受け取る事ができません。不公平感を感じていた高齢者もいた事でしょう。現在 65 歳以上の雇用保険加入者は 150 万人近くいると言われています。新規加入を認めれば転職した人達等の不公平感は是正されるでしょう。

転職や再就職も失業給付の対象に

改正後の雇用保険の加入には年齢制限を設けず、65 歳以上の退職者には「高年齢求職者給付金」として 65 歳前から継続して同じ事業主の下で働いていた人と同様に失業前に受け取っていた賃金の最大 50 日分が支給されます。但し、加入には「週 20 時間

以上の労働時間」が、失業給付受給には「直近 1 年のうち 6 ヶ月以上の被保険者期間」が必要です。65 歳未満の失業給付は現行のままの予定です。

65 歳以上で加入した人の保険料は当面は労使とも免除されます。現在も 64 歳を超えて雇用されている人の保険料は免除されているのと同様の扱いです。

人手不足や求職者の増加が背景に

高齢化の進展で働きたい人の割合が増えており、企業側も人手不足感から高齢者を受け入れる方向に動いています。

厚労省は安易に受給者を増やさないように、給付を申請する 65 歳以上の方が実際に求職活動をしているか等を厳しく確認するとしています。

この他、介護休業を取る人への給付金を現在の賃金の 40%水準から 67%に引き上げる方針です。仕事と家庭の両立を支援していく方向です。



「一億総活躍社会」とは元気なうちは働くという事なのではないでしょうか